

16. 教育職員免許状の取得方法

本学部の学生で、教育職員免許法及び同法施行規則によって定められたところの科目及び単位を修得した者は、次の免許状を取得することができます。

なお、中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校において2日間、社会福祉施設において5日間の計7日間の「介護等の体験」が義務づけられています。【原則として2年次もしくは3年次に体験します。なお、詳細については、1年次2月上旬（予定）に掲示により通知します。】

I 免許状の種類及び免許教科

学 科	免許状の種類	免許教科
数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学 数 学, 情 報
物 理 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科, 情 報
化 学 科 生 物 学 科 地 球 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科

II 免許状を取得するための単位修得方法

別冊子「教員免許状取得ガイドー平成22年度入学者用ー」を参照。